令和８年１０月２６日
（一社）日本電設工業協会　事務局

各位

令和８年１０月２３日、国土交通省メールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【周知】（消防庁）作業中の防火管理に対する注意喚起について

（周知依頼文より抜粋）

建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体　各位

（※各団体に BCC でお送りしております。）

平素よりお世話になっております。

国土交通省不動産・建設経済局建設業課です。

消防庁より、先般、熊本県内の工場において、溶断作業中にＦＲＰ製の工作物が炎上した火災を踏まえ、工事関係者等への作業中の防火管理徹底の注意喚起について、本日 10 月 23 日付で、別添のとおり、各消防本部宛てに通知され、建設業者団体に対しても周知依頼がございましたので、共有させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



別添

消防予第467号
令和８年10月23日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長
非常備町村消防防災主管部局長
殿

消防庁予防課長
（公印省略）

作業中の防火管理に対する注意喚起について（通知）

平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、熊本県内の工場において、溶断作業中にＦＲＰ製の工作物が炎上する火災が発生しました。現在、具体的な出火原因等は管轄消防本部により調査中ですが、本火災を踏まえ、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）第28条の規定に基づき作業中の防火管理を徹底するよう工事関係者や建物関係者に対し、注意喚起をお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

消防庁予防課
予防係　藤本、谷川、櫻川
電話：03-5253-7523